

令和5年度 米沢市立病院看護師等奨学資金貸付制度に関するQ & A

募集・申込みに関すること

Q：看護師の専門学校に在学中（1年生）ですが、申込みできますか？

A：申込対象者に該当しますので、申込可能です。

Q：看護師を養成する高校（看護科等3年と専攻科2年課程の学校：山形県立山辺高校など）の看護科に在学中（1年生）ですが、申込みできますか？

A：一貫して看護師を養成する施設の場合は対象となりますので、申込可能です。
准看護師の資格取得後に、専攻科へ進学するか就職するかを選択できる学科の場合は、専攻科の期間のみ対象となります。（准看護師の養成は対象ではありません。）

※Qの場合、現在（令和5年度）1年生なので、最大で令和9年度まで貸付可能です。

Q：米沢市外に在住していますが、申込みできますか？

A：居住地や住民票での制限はありませんので、申込可能です。

Q：家庭の経済的な事情により、進学するために他の奨学金も借りる予定ですが、その場合でも申込みはできますか？

A：日本学生支援機構などの奨学金と米沢市立病院の奨学資金を併用することは可能です。

ただし、当病院の奨学資金と同様に養成施設卒業後に就職等で制約を受ける奨学金等を借りている方はお申し込みできません。（山形県内の病院に就職が条件の奨学金など、卒業後に当病院に勤務することについて問題がない場合はその限りではありません。）

また、当病院の奨学資金の貸付予定者に内定した後に、同様に就職等で制約を受ける奨学金等を借りることもできません。

奨学資金の制度に関すること

Q：奨学資金の返還が免除となる場合について教えてください。

A：奨学資金は、原則として貸付期間満了後の一定期間内に返還していただきます。ただし、養成施設を卒業後に、当院の正職員看護師として勤務（以下「勤務」という。）した場合、勤務した期間の3分の1に相当する期間（1月未満切捨て）の返還を免除します。また、以下のとおり、貸付期間に応じて一定期間勤務した場合、全期間の返還を免除します。

貸付期間	全期間免除の条件
3年未満	5年間勤務
3年以上4年未満	7年間勤務
4年以上6年以下	9年間勤務

Q：奨学資金の貸付が決定すれば、米沢市立病院の正職員看護師として採用されますか？

A：奨学資金の貸付決定は、正職員看護師の採用を約束するものではありません。米沢市立病院の正職員看護師となるためには、看護師の採用試験を受験して合格するとともに、看護師の国家試験に合格することが条件となります。なお、米沢市立病院の正職員看護師に採用されなかった場合は、奨学資金を返還していただきます。

Q：会計年度任用職員として勤務した場合でも、奨学資金の返還は免除されますか？

A：返還免除の対象となりません。あくまでも米沢市立病院の正職員看護師として、規定された期間を勤務した場合に返還が免除されます。

Q：奨学資金を借りた場合で、米沢市立病院の看護師の採用試験には合格したものの、看護師の国家試験に不合格になった場合はどうなるのですか？

A：採用（内定）は取り消しになりますが、最長で1年2か月間は奨学資金の返還を猶予することが可能です。次年度の採用試験及び看護師の国家試験に合格して、規定された期間以上勤務すれば奨学資金の返還は免除されます。

Q：奨学資金を借りても、返還すれば米沢市立病院に就職しなくてもいいのですか？

A：本資金は、米沢市立病院に勤務する意志があることを条件に貸付けしていますので、お申込みは御遠慮ください。